



法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- ⑦ 大分市内に建設業法に基づく**主たる営業所(本店)**があること。
- ⑧ **平成 28 年度**において**建築一式工事**が**A 等級又は B 等級**に格付けされている者で、かつ、**建築一式工事を指名希望順位の第 1 位又は第 2 位**としている者であること。  
また、大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。
- ⑨ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条に規定される建築工事における技術者を当該工事に配置できること。

### 3 入札参加制限等

#### (1) 手持工事による入札参加制限

**本工事は、手持工事による入札参加制限の適用を除外するものとする。**

### 4 入札手続等

#### (1) 担当課

郵便番号 870-8504

大分市荷揚町 2 番 3 1 号

大分市総務部契約監理課 電話 097-537-5714

#### (2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

##### ① 交付期間

平成 28 年 8 月 25 日(木) から平成 28 年 9 月 7 日(水) まで、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

##### ② 交付場所

4 の(1)に同じ。

##### ③ 交付方法

交付については、直接交付によるほかインターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム [https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)) も行う。

#### (3) 設計図書等の閲覧期間及び場所

##### ① 閲覧期間

4 の(2)の①に同じ。

##### ② 閲覧場所

ア 大分市荷揚町 2 番 3 1 号

大分市役所 5 階「設計図書閲覧コーナー」

##### イ 電子入札システム

**※ 本工事は設計図書等を電子閲覧に供する。(電子入札システムより設計図書等を閲覧及び取得することができる。)**

**【別紙 2】参照**

#### (4) 設計図書等の購入及び質疑応答

① 設計図書等の購入を希望する者は、契約担当者が指定する販売業者から購入することができる。

- ・販売期間 平成 28 年 8 月 25 日(木) から平成 28 年 9 月 7 日(水) までの土曜日、日曜日、祝日等の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- ・販売業者 大分市大字畑中 5 6 9-1 (有) フタミ商会

電話番号 097-546-0892

\* 設計図書等を購入する者は、必ず電話等で購入予約すること。

② 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参により行うこと。

- ・提出期間 平成28年8月26日（金）から平成28年9月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・提出場所 4の(1)に同じ。

③ ②の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・閲覧期間 質問があった翌日から起算して2日（休日を除く。）後までに開始し、入札書受付締切日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・閲覧場所 4の(3)の②アに同じ。

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

① 提出期間 平成28年8月25日（木）から平成28年9月5日（月）午後5時まで

② 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

| 番号 | 使用アプリケーション      | ファイル形式   |
|----|-----------------|--|
| 1  | Microsoft Word  | Word97 から Word2010 のバージョンでの保存                            |
| 2  | Microsoft Excel | Excel97 から Excel2010 のバージョンでの保存                          |
| 3  | その他のアプリケーション    | PDF ファイル（Acrobat3 から Acrobat11 のバージョンで作成のもの）<br>テキストファイル |

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

③ 申請書等は、別紙様式第1号（その1）、様式第2号（その1）により作成すること。

(6) 現場説明会 実施しない。

(7) 入札保証金 免除とする。

(8) 入札及び積算内訳書の提出

① 入札書及び積算内訳書の提出期間

平成28年9月6日（火）午前9時から平成28年9月7日（水）午後5時まで

② 積算内訳書の作成

**入札書の提出時に併せて、積算内訳書の提出をすること。（入札金額と積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）は一致していること。）**

**積算内訳書の書式は自由であるが、作成例を参考に、設計図書にある内訳の名称の各項目に対応する数量、単位及び金額を明記すること。（ファイル形式は(5)の②の提出方法によるものとする。）**

**【別紙3】参照**

③ 入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

④ 入札執行回数 原則として初度のみの1回とする。

⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の事前公表を行う。

ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

【別紙4】参照

## 5 開札

- (1) 開札予定日時 平成28年9月9日(金) 9時50分  
開札場所 大分市荷揚町2番31号  
大分市役所9階第1入札室
- (2) 開札の立会い 大分市電子入札立会要領によるものとする。

## 6 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。
- なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

## 7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、6の通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面(様式は自由)を持参して求めることができるものとする。
- なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、4の(1)の担当課とする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
- ① 契約保証金の納付
  - ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
  - ③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。
- ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

## 9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 予定価格を上回る入札
- ⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- ⑩ 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- ⑪ 公告に示した競争参加資格のない者の入札
- ⑫ 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- ⑬ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑭ 入札参加制限に該当する者のした入札
- ⑮ 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- ⑯ 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- ⑰ 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

## 10 支払い条件

|       |    |
|-------|----|
| 前 払 金 | 有  |
| 中間前払金 | 有  |
| 部 分 払 | なし |

## 11 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成18年11月28日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大分市契約事務規則並びに建設工事請負契約書の定めるところによる。
- (2) 本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第52条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

|        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| 填補限度額は | 対人賠償             |        |
|        | ・ 被害者1名当たりの填補限度額 | 1億円以上  |
|        | ・ 1事故全体の填補限度額    | 2億円以上  |
|        | 対物賠償             |        |
|        | ・ 1事故全体の填補限度額    | 3千万円以上 |
|        | 免責金額（自己負担額）      | 10万円以内 |
| 被保険者名  | 請負者、全下請負人        | とすること。 |
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。  
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき
  - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき
  - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。  
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。
- (7) 本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。
- (8) 本工事に係る契約を締結した者が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している大分市が発注した工事を請け負っている場合は、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。
- (9) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) その他不明な点は、大分市総務部契約監理課まで照会のこと。

電話 0 9 7 - 5 3 7 - 5 7 1 4

## 【別紙2】 設計図書等の電子閲覧について

電子閲覧とは、本市が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務等の競争入札に係る設計図書等の閲覧を、電子入札システムにおいて閲覧又は取得することです。

対象案件は、設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等で、要件設定型一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書に電子閲覧に供する旨を記載したものが対象となります。

電子閲覧の実施方法は、電子入札システムの「設計図書等閲覧」の場所に添付ファイルとして掲示をしています。閲覧される際には、入札参加者本人が電子入札システムより設計図書等(電子データ)を直接ダウンロードしてください。(設計図書等のダウンロードの方法については、別添の「電子入札システムでの添付ファイル確認方法」をご覧ください。)

システム上の障害等により電子入札システムより取得できない場合は、入札公告又は閲覧・販売用設計図書等説明書(電子入札用)に記載された設計図書の販売業者から購入をしてください。(建設コンサルタント業務等については、未使用のCD-Rを契約監理課に持参し設計図書等(電子データ)を取得してください。)

※ 詳細は、「大分市建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧、販売及び購入に関する要領」を参照してください。

## 【別紙3】 積算内訳書の提出について

建設工事及び建設コンサルタント業務等の全ての競争入札において、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者は、積算内訳書の提出が必要です。

### 1 積算内訳書の提出が必要な建設工事等

積算内訳書の提出が必要な建設工事等は、設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、要件設定型一般競争入札及び指名競争入札に付するものとし、当該入札に参加しようとする全ての者から積算内訳書の提出を求めます。

### 2 提出期限

積算内訳書は、入札書の提出期限までに、入札書と併せて提出するものとします。ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りではありません。

### 3 積算内訳書の内容の説明要求

提出された積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合は、積算内訳書の提出者から説明を求めることがあります。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、**無効**となります。

- (1) 積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (2) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない者のした入札
- (3) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

※ 詳細は、「大分市建設工事等の入札に係る積算内訳書提出に関する要領」を参照してください。



## 【別紙4】 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

本市では、入札公告又は指名執行通知において最低制限基準価格（消費税及び地方消費税を含まず。以下同じ。）を公表しており、当該最低制限基準価格に満たない価格で入札した者があった場合に、最低制限価格を算出することとしています。

1 設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算出方法

(1) **最低制限価格は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とします。**

① 最低制限価格 = 予定価格 × { 最低制限基準率 × (0.3 × 平均入札率 + 0.715) }  
\* { } は、小数点第4位以下切り捨てとします。

② 最低制限価格 = 平均入札価格 × 108 / 100 × 99 / 100

(2) 最低制限基準価格は、次の算式により算出します。

最低制限基準価格 = ( 予定価格 × 100 / 108 ) × 最低制限基準率

\* 最低制限基準価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

(3) 最低制限基準率は、次のとおりとします。

- ・ 土木関係工事 0.90
- ・ 建築関係工事 0.92
- ・ 建設コンサルタント業務等、解体工事及び昇降機設備工事 0.79

(4) 平均入札率は、次のとおりとします。ただし、その数値が0.95を超えるときは、0.95とします。

次の算式により算出し、小数点第4位以下を切り捨てた数値とします。

**算定対象申込み価格の平均額（平均入札価格1円未満切り捨て）** / ( 予定価格 × 100 / 108 )

算定対象申込み価格は、すべての入札者（開札時において、無効とされた入札を行った者を除く。以下「有効入札者」という。）の申込み価格のうち、その額が低いものから順次有効入札者数に100分の60を乗じて得た数（1円未満の端数は、これを切り上げた数）に到るまでのものとします。ただし、これらのほか(2)に示す最低制限基準価格未満の有効入札者の申込み価格があるときは、当該入札者の申込み価格を算定対象申込み価格とします。

算定対象申込み価格の平均額の算出において、**予定価格 × 100 / 108 に、次に掲げる工事の区分に応じた率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り捨てた額。（一定価格））**に満たない算定対象申込み価格があるときは、当該申込み価格を除いて算出を行います。

**なお、算定対象申込み価格のすべてが一定価格に満たないこととなるときは、一定価格を算定対象申込み価格の平均額とします。**

ア 土木関係工事 0.881

イ 建築関係工事 0.908

ウ 建設コンサルタント業務等、解体工事及び昇降機設備工事 0.739

2 入札無効の取扱い

「最低制限価格に108分の100を乗じた額」に満たない価格で入札した者の入札は**無効**とします。

※ 詳細は、「[大分市最低制限価格制度試行要綱](#)」を参照してください。